

## 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の申請に必要な添付書類一覧

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合があります。  
また、随時見直しを行っておりますので、書類を提出される際には再度知多北部広域連合のホームページをご確認ください。

△印は内容に変更がある場合等必要な場合に提出する書類

届出区分  届出内容  提出書類	加算届		変更届					実績報告		
	新規届出分 (算定月から2ヶ月前の末日期限) ※1	定期届出分(毎年度2月末日期限) ※2 ※新規届出の翌年度から毎年度必要	就業規則 ※介護職員の処遇に関する改正に限る	キャリアパス要件の I・II・職場環境等要件間の適用変更 ※加算率は変更無しの場合	加算率の変更 (例・処遇改善加算IIからIの変更)	事業所数の増減	法人の合併 ※2	介護職員の賃金水準を引き下げる場合	定期報告分(毎年度7月末日期限) ※新規届出の翌年度から毎年度必要	随時報告分(事業廃止分)
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※事業所番号ごとに作成してください。	○	○			○					
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※事業所番号ごとに作成してください。	○	○			○					
【別紙様式2-1】 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和〇〇年度届出用)	○	○		○	○	○	○			
【別紙様式2-2】 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)	○	○	○	○	○	○	○	○		
【別紙様式2-3】 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)	○	○			○	○	○			
【別紙様式2-4】 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)	○	○				○	○			
【別紙様式4】 変更に係る届出書			○	○	○	○	○	○		
【別紙様式5】 特別な事情に係る届出書								○		
就業規則及び給与規程の写し 注)処遇改善加算I・II以外を算定する場合は、変更がなければ不要	○		○	△	○		○	○		
キャリアパス要件I又はIIIの確認書類 ※キャリアパス要件I及びIIIの双方に非該当の事業所は不要 ※就業規則及び給与規程で要件の適合が確認できる場合は不要	○			△	△					
キャリアパス要件IIに係る計画書 ※キャリアパス要件IIに非該当の事業所は不要	○			△	△					
労働保険に加入していることが確認できる書類 ※労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等 ※新規事業所の場合は、手続き完了後速やかに提出してください。	○						○			
就業規則等の新旧対照表			○					○		
【別紙様式3-1】 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算 実績報告書(令和〇〇年度届出用)							○	○	○	
【別紙様式3-2】 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善加算実績報告書 (施設・事業所別個表)							○	○	○	
【別紙様式3-3】 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書 (施設・事業所別個表)							○	○	○	

※1 既に届出済みの法人に一事業所を追加する場合の介護職員処遇改善計画書の作成方法は、

- ①追加する一事業所のみ作成
- ②追加事業所を含む法人全体の事業所分としての作成 のどちらでも可能です。

※2 合併までの実績報告及び合併後の処遇改善計画書が必要です。